

団体営土地改良事業等の補助金・交付金交付事務にかかる取扱運用

(平成 20 年 6 月 2 日付け滋耕第 999 号、滋農振第 244 号)

(最終改訂 令和 3 年 10 月 1 日)

第 1 趣旨

団体営土地改良事業等の補助金・交付金の交付事務については滋賀県土地改良事業補助金交付要綱(昭和 62 年 1 月 30 日、滋耕第 71 号、滋農村第 32 号)、滋賀県農村総合整備事業補助金交付要綱(平成 4 年 2 月 6 日、滋耕第 651 号、滋農村第 102 号)および滋賀県農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)交付要綱(平成 28 年 4 月 1 日、滋農振第 152 号)(以下「各交付要綱」という。)によるほか、この取扱運用に定めるところによるものとする。

第 2 実施設計書の添付省略

各交付要綱に定めるとおり、補助金・交付金交付申請書には実施設計書を添付して提出するものとする。

ただし、補助金・交付金交付申請書提出時に当該年度の事業量および事業費の確定が困難な場合には、実施設計書の添付を省略して申請できるものとする。

第 3 発注〔実施〕承認申請書の提出

実施設計書の添付を省略して交付決定を受けた事業主体の長は、当該事業にかかる実施設計書がまとまり次第、速やかに発注〔実施〕承認申請書(様式 1 および様式 2)を所轄農業農村振興事務所長に提出し、承認(様式 3)を受けるものとする。

なお、一括して発注〔実施〕承認申請できないときは、部分的に承認申請(部分発注〔実施〕承認)できるものとする。

この場合、部分発注〔実施〕承認を受けた事業から着手できるものとする。

附則

1 この取扱運用は、平成 21 年 4 月 1 日より適用する。

2 団体営土地改良事業等の補助金交付事務にかかる取扱運用(平成 8 年 4 月 1 日付け滋耕第 1028 号滋賀県農林水産部耕地課長通知、滋農村第 240 号滋賀県農林水産部農村整備課長通知)は平成 20 年 6 月 1 日付けで廃止する。

附則

この取扱運用は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

附則

1 この取扱運用は、令和 3 年 10 月 1 日より施行し、令和 3 年 4 月 1 日より適用する。

2 ただしこの取扱運用の施行前に、従前の取扱運用の様式によりなされた事務処理についても、この取扱運用に基づきなされた手続きとみなす。